

議案第7号

損害賠償等の請求に係る訴えの提起に関し議決を求めることについて

下記のとおり訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めます。

令和3年11月26日提出

大船渡市長 戸田 公明

記

1 事件の名称

損害賠償等請求事件

2 原告及び被告

(1) 原告 住所 大船渡市盛町字宇津野沢15番地

名称 大船渡市

(2) 被告 住所 大船渡市立根町字川原56番地 6

氏名 大 槻 明

住所 大船渡市赤崎町字蛸ノ浦24番地

氏名 亘 理 義 政

3 訴えの趣旨及び原因

(1) 訴えの趣旨

被告に対し、共同不法行為による損害賠償請求権又は不当利得返還請求権に基づき、市が被った損害額を連帯して賠償し、又は返還することを求めるものである。

(2) 訴えの原因

被告大槻明が平成23年度から平成30年度にかけて受注した市簡易水道事業の委託業務に関し、被告亘理義政と共謀し、架空請求及び水増し請求により市から不正に委託料の支払を受けていたことが認められたことから、委託料

の支払先である被告大槻明に対し、市が架空請求及び水増し請求により被った損害の賠償又は正当な理由がなく受領した委託料の返還を求めたが、期限までに納付がないものである。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 裁判の結果、必要がある場合は、上訴するものとする。
- (2) 訴訟において必要がある場合は、適当と認める条件で和解又は調停に応ずるものとする。

提案理由

損害賠償等の請求に係る訴えを提起しようとするものです。